

文例（財産の全部を「相続させる」遺言）

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

上記の「相続させる」文例によって、遺言者の「遺産の全部」を特定の相続人に承継することができます。「一切の財産」は全部の遺産を指しますので、相続の開始と同時に、財産の全部が当該相続人に権利移転します。財産の譲与という点で、相続と遺贈は似ていますが、相続と遺贈は法律上の性質も法律効果も異なります。相続を目的とする場合は、「取得させる」「承継させる」「譲る」などの紛らわしい文言を避け、必ず「相続させる」と表記をしましょう。また「・・・一切の財産を、〇〇〇〇に包括して相続させる」という文言を Uses と、包括遺贈と混乱する場合がありますので、避けましょう。

なお「相続させる」の対象者は相続人のみです。相続人でない者に「相続させる」とした場合は、相続の効果は生じませんが、遺贈の効果が生じるとされています。